

月刊

623  
2013年10月号  
53巻/10号

# 登記情報

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

法窓  
一言 司法書士法人制度の構築と発展に向けて  
山田晃久

## 会長就任特別論考

今、伝えたいこと 一法曹人口問題を中心として一 齋木賢二

## 特集 司法書士法人制度10年の課題と展望

① 一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会の設立にあたって

～「第3回全国の司法書士法人の集い」の報告～ 細井孝治

② 司法書士法人経営の課題とその対処方法

コーディネーター 真貝大介 パネリスト 上野興一／古宮 努／徳本好彦／奥村 聰

### 司法書士の代理権の範囲と執務における注意点(下)

～司法書士の債務整理に関する裁判例を踏まえて～ 谷 嘉浩

### 自己信託から始める家族信託の提案及びそれを可能とする諸条件(下)

～米国の家族信託を参考として～ 林 伸子

### 権利登記実務研究会報告

〔第3回〕「相続させる」旨の遺言と異なる内容の遺産分割があった場合における登記手続への影響について 半田久之

### 話題 「合同会社の設立手続～合同会社の活用法と選択肢付モデル定款の様式～」

出版記念講習会 開催される 神崎満治郎

### 供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第36回)

登記されていない法人が供託金の払渡しを請求する場合における

供託物払渡請求書に添付すべき印鑑証明書について 小松裕和

債権法改正と司法書士実務への影響 〔第6回・完〕債権譲渡 鈴木龍介

### 登記実務からの考察

【権利登記】太陽光パネル等の発電設備を登記するためには 竹野幹男

坂道をゆく 〔第10回〕日向坂 小林昭彦

わたしの事務所紹介 「ありがとう」のたくさん集まる事務所に! 新城優子

最近の土地境界確定判決を散策する(第24回) 山口智啓

### 司法書士入門～いまさら聞けない登記実務～

第10回 利益相反行為と不動産登記(1) 初瀬智彦／小口文隆／浦田 融

〔ダイジェスト版〕商業登記法コンメンタール(9) 尾方宏行

〔第14回〕実践コンプライアンス入門講座 ～パワーハラスマントへの対応 高田翔行

逐条解説不動産登記事務取扱手続準則(25) 岡田大樹／高島 聰

### 商業登記掲示板

### 成年後見掲示板

### 通達・回答 不動産登記

○平25・4・12民二第268号 ○平25・4・8民二第265号 ○平25・3・28民二第252号

判決速報 ●譲渡禁止特約のある債権について債権譲渡がされ、債権者不確知を理由とする供託がされた後に、当該債権の譲渡人の債権者が供託金還付請求権を差し押された場合において、債権の譲受人が供託金の還付を受けるためには、供託金還付請求権についての利害関係人に当たる当該差押債権者の承諾書等を提出することが必要であるとされた事例(長崎地判平24・8・27)



一般社団法人  
金融財政事情研究会

法窓  
一言

# 司法書士法人制度の構築と発展に向けて



司法書士法人山田合同事務所代表 山田晃久

平成15年4月の改正司法書士法の施行により司法書士法人制度が創設されてから、今年の4月で満10年を迎えた。この間に数多くの司法書士法人が設立され、本年7月1日現在では498法人となっており、年々増加している。これは、司法書士にとっても、仕事を依頼するお客様にとっても、事務所の法人化にメリットがあるからだろう。

法人化のメリットとしては、個人財産と事業財産の明確な区分、法人名義の契約による事業運営基盤の強化、分業化・専門化による業務の質の向上、事故等が発生した際の賠償能力の向上、事業承継のしやすさなどが挙げられる。

一方、今後の課題としては、法人とその社員との間の競業禁止義務、法人の社員間での無限連帯責任、弁護士法人では認められている一人法人が司法書士法人では認められていない、さらに、大きくなった組織のマネジメントなどの問題がある。

今後、解決していかなければならない課題はあるにせよ、法人化はメリットのほうが大きいと考えている。法人化によって、事業及び組織の継続性を確保することができるほか、企業と同等の組織性、資金調達力、人材育成力を手に入れることができる。このことは、今まで個人で提供していたサービスとは全く次元の異なるサービスの提供が可能となることを意味し、個人・中小企業のマーケットから大企業までマーケットの領域を拡大していくことにつながる。

司法書士法人の制度は、司法書士業界にとっての大きなビジネスチャンスを獲得するための道具になる。

司法書士を含む資格者制度の基本は、一定の資質を認められた資格者個人を対象とするものであり、司法書士法等の規律やルールも資格者

個人をベースに作られている。そのため、法人化に対する制度が整備されていない点や、資格者個人の場合の取扱いとの不整合も見られる。

このように司法書士法人に関して、様々な問題が存在するにもかかわらず、これらの問題を検討したり、議論をしたりする場はほとんどなかった。そこで、問題意識を共有する司法書士法人が、平成23年7月に全国司法書士法人連絡協議会を立ち上げた。

この会の目的は、司法書士法人の執務や経営を支援し、その地位の向上に寄与し、会員の情報交換、交流の場所を提供することにより、会員相互の親睦を深め、もって司法書士法人制度の改善と健全な発展を図ることにある。

当初は、規則も定めず、代表等の機関も置かない、ゆるやかな任意団体としてスタートした。しかしながら、そのような形態では、思うような活動ができなかったことから、昨年度は、規約を制定し、役員、会費を設け、新たなスタートを切った。その結果、メーリングリストやホームページの開設、司法書士法人の名簿の整備などの具体的な活動実績を上げることができた。

さらに本年は、第3回全国司法書士法人の集いを、本会を一般社団法人とする創立総会と兼ねて開催し、法人化を決議、8月1日をもって一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会が設立された。司法書士法人の集いでは、パネルディスカッションも開かれ、法人経営の課題について活発な議論が行われた。その詳細は本号の特集をご覧いただきたい。

今後も、よりよい司法書士法人制度の構築と発展のため、私も微力ながら尽力して参る所存である。皆様のご理解とご協力をお願い致したい。

(やまだ あきひさ)